

【消費生活の窓口から】

通信販売は注文前によく確認しましょう！

テレビショッピングやラジオ、新聞広告、インターネットなど、通信販売に関するトラブルが全国的に毎日のように多数報告されています。

【トラブルの事例】

- ・ お金を振り込んだのに商品が届かない
- ・ 1 回だけだと思ったら定期購入になっていた
- ・ 途中解約できない
- ・ 届いた商品が想像と違い返品したいが返品できない
- ・ 業者と連絡が取れない

【アドバイス】

◆契約内容について、上記の（１）～（４）の記載がない場合は、**自分から確認し、納得してから注文しましょう。**

◆通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。

◆契約条件によっては返品できる可能性もありますので、**早めに消費生活相談窓口**に相談しましょう。

<確認するポイント>

(1)事業者の名称・所在地・電話番号などが表示されているか
(2)定期購入が条件になっていないか
(3)返品・交換の条件(例:○日以内・不可 等)
(4)商品の使い方・使用上の制限がないか

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593